

質 問 回 答

2022年10月3日

「モルディブ国農業振興に係る情報収集・確認調査(QCBS)」

(公示日:2022年9月14日/調達管理番号:22a00384)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
	【9月22日(木) 12:00 第1回質問受付期限分】		
1	P11 第2章 特記仕様書案 第5条 調査の内容 (2) 調査対象アクターの選定	「下記「(5)現地調査」で記す情報の収集対象とする、農産物サプライチェーンのアクターを特定する」とございますが、提案書作成時にアクター及びその所在地が未確定のため、調査対象地域を確定できません。従いまして、モルディブ国内における各諸島への費用の計上が困難です。これに係る費用はどのように見積で計上すべきでしょうか。	モルディブの農産物の大半はマレ島の市場に買い付けに来る流通業者によって全国に輸送されます。地方の中核都市で地域流通を担う業者に中継されて各地の消費者に届けられていると考えられます。これ以外では、リゾートが国内の流通業者を介さず輸入業者等から直接買い付けすることが知られています。 いずれにせよマレ島やフルマレ島のあるカーフ環礁(リゾートも多く、農業を盛んに行っている住民島も複数存在)、飛行機でアクセスが可能な地方の中核都市(例:北部のクルドゥフシ市、南部のアドゥ市)のいくつかを訪問することで、大半のアクターの調査は可能と考えます。 提案いただく調査方針に照らし最適と考えられる国内移動先、移動回数を設定し、標準的な単価で積算し本見積に計上ください。
2	P11 第2章 特記仕様書案 第5条 調査の内容 (1) 調査方針・方法の決定 コンジョイント分析に関連する記載について	コンジョイント分析を用いた事例として天候インデックスの内容を検討したことが紹介されています。同分析は商品開発等のユーザーの選好性要因の検討には有効かと思いますが、今回も天候インデックスやモバイル決済システムが1つの可能性をもつということでコンジョイント分析の実施を検討している、と考えてよいのでし	本件業務において同分析手法を活用する目的は、第2章第5条「(1)調査方針・方法の決定」に記載しましたとおり、需要家の需要、選好(作目、品質、調達先)の把握にあります。 企画競争説明書 19 ページで引用した基礎情報収集・確認調査報告書は、コンジョイント分析手法の理解を深める一助として参照ください。

		ようか。	
	【9月29日(木)12:00 第2回 質問受付期限分】		
1	p.11 (2)調査対象アクターの選定	「アクターが取り扱う農産物は5品目程度とする。」について、本調査においては、まず対象品目を特定し、品目別でそのサプライチェーンの対象アクターの調査を進めることが想定されておりますでしょうか。それとも先に対象アクターを選定し調査をすすめるイメージでしょうか。調査には様々な切り口があると思われそうですが、調査方針・方法に大きく影響するため、ご教示いただけますと幸いです。	品目数は業務量・工数を想定いただくために設定しました。調査の切り口、方針・方法の選定にあたっては、企画競争説明書10ページ第4条(1)に記載しましたとおり、「同国農業の潜在的成長可能性を適切に評価する」ために適当と考える内容を、ご提案願います。
2	p.11 (5)現地調査	モルディブ側関係者からの聞き取りのため、ワークショップ等を開催した場合、情報提供者への日当・宿泊費・交通費の支払いは可能でしょうか。可能な場合、貴機構の活用されている単価があれば、ご教示頂けますでしょうか。	地方関係者の聞き取りは、より正確な情報を聴取する観点から、業務従事者(含む現地傭人等)が聞き取り対象者の元へ赴いて個別に実施することを想定しています。そのうえで、ワークショップ開催を提案される場合には、参加のために真に必要なかつ適当と認められる場合について、交通費と宿泊費については実費を、日当はモルディブルフィア270/日を上限として見積もりに計上してください。
3	p.19 (6)安全管理	マレ市内及びその他の島における移動について、徒歩移動が不可という地域はありますでしょうか。	安全管理上、徒歩移動を制限している地域はありません。なお、地方住民島への渡航は、事前のJICAモルディブ支所長への申請・承認を経て実施いただいておりますので留意願います。

以上